

令和元年11月6日

小規模事業者持続化補助金 採択事業者様

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
静岡県商工会連合会

平成30年度第2次補正予算小規模事業者持続化補助金における  
補助事業実施期限にともなう支払い日等の注意喚起について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本補助事業の実施期限につきましては、公募要領や「補助事業の手引き」において既にお伝えしているところですが、補助事業実施期限（2019年12月31日）が近づいてきておりますので、改めてご連絡いたします。

各採択事業者様におかれましては、ご自身の補助事業実施期限を再度ご確認ください、期限内にお取引先等への着金が確実に Rowe れますよう、銀行等への振込実施をお願いいたします。

記

◇補助事業の実施期限

**2019年12月31日（火）までに支払い完了（相手先着金）分まで有効**

外部事業者への支払い等を行う場合は、上記の実施期限までに先方に着金している必要があるため、振り込み日には十分お気を付けてください。

※12月30日（月）まで営業を行う金融機関が多いようですが、金融機関によって営業日に違いがある可能性がありますので、必ず採択事業者様ご自身で、金融機関に年内最終営業日をご確認ください。

**◆過去に、最終日に振込を行おうとして、ATM故障で振込が行えなかった事案も報告されておりますので、余裕を持った振込処理をお願いいたします。**

**◆クレジットカード払いの場合、12月30日（月）までに口座より引き落とされている必要がありますので、併せて注意喚起をお願いします。**

**【その他にご注意いただきたい点】**

申請された事業計画から補助事業の内容又は経費の配分を変更するときには、「軽微な変更」と認められる場合を除き、あらかじめ「変更申請書」をご提出いただき、中小企業基盤整備機構の承認を受けていただく必要があります。事後、もしくは、無断で事業の内容や経費の配分の変更が行われますと、その一部もしくは全部が補助対象とならない場合がございますのでご注意ください。

以上